

日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会
ユネスコ記憶遺産選考委員会 委員長所見

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)が実施する「ユネスコ記憶遺産(Memory of the World)」(国際登録)については、ユネスコの審査に付されるのは1国につき2件までと定められていることを踏まえ、日本ユネスコ国内委員会において、2016年に我が国からユネスコに申請する物件を選定するため、候補物件を公募した。

本選考委員会は、申請のあった16件について審査を行い、「上野三碑」、「杉原リストー1940年、杉原千畝が避難民救済のため人道主義・博愛精神に基づき大量発給した日本通過ビザ発給の記録」の2件を選定することとした。選定された2件については、「上野三碑」については東アジアにおける文化の受容状況を示すものとして世界的な重要性が説明されていること、保存状態が極めて良好であることなどが、「杉原リストー1940年、杉原千畝が避難民救済のため人道主義・博愛精神に基づき大量発給した日本通過ビザ発給の記録」については記録媒体が多様であること、多角的な観点から世界的な重要性が説明されていること、更なる関係資料の収集に向けた作業が進められていることが示されていることなどが高く評価されたものであるが、本選考委員会としては、全ての申請に携わった関係者の熱意と努力に敬意を表したい。

今回選定した2件は、今後、申請者によるユネスコへの正式な申請を経て、ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会において、最終的な登録の可否が審議されることとなるが、本選考委員会としても、ユネスコへの申請書の提出に向け、申請書の内容がさらに改善されるよう、必要に応じて助言等を行ってまいりたい。

ユネスコ記憶遺産については、国のほか、いかなる団体、個人も直接ユネスコに申請できることとなっている一方で、一つの国からの申請が2件を超えた場合は、ユネスコ国内委員会において2件に絞り込むこととなっている。前回の申請において、国から1件、自治体等から3件の申請があり、ユネスコ本部からの要請により、ユネスコ国内委員会文化活動小委員会において2件に絞り込んだ経緯を踏まえ、今回より、本選考委員会において国内公募及び申請物件の選定を行うこととしたものである。

以上の経緯を踏まえ、本選考委員会としては、公募に応じて申請のあった資料に基づいて審査を行ったものであり、今後とも、各申請者におかれては、世界的重要性や完全性、真正性等の選考基準に沿った資料を作成いただくよう、御検討をお願いしたい。

ユネスコ記憶遺産は、世界の人々が共有する記憶を記録したものとして、人間社会における思索、発見、業績の進展を表象し、過去から現在及び未来に引き継がれるものであるとともに、その保存を最も相応しい技術を用いて促進し、なるべく多くの人々がアクセスすることにより、各加盟国において当該記憶遺産の存在及び重要性の認識を高めることを目的としている。

本選考委員会としては、かかるユネスコ記憶遺産の意義に対する理解が国内外で更に広まるとともに、ユネスコ記憶遺産を通じて、ユネスコが目指す教育、科学、文化の協力による国際平和と人類共通の福祉の促進に貢献するよう、日本ユネスコ国内委員会及びその他の関係者に求めるものである。

平成27年9月24日
日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会
ユネスコ記憶遺産選考委員会 委員長 島谷 弘幸